

資料7

平成29年度 第1回 練馬区区政改革推進会議

練馬区における高齢分野の現状と課題

平成29年7月28日

練馬区 高齢施策担当部
高齢社会対策課 / 高齢者支援課 / 介護保険課

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント
現状 後期高齢者、要介護認定者の増加
現状 ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など支援の必要な高齢者の増加
現状 介護サービスの基盤整備
課題1 介護予防、重度化防止と自立支援の推進
課題2 ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者への支援の充実
課題3 介護サービスの充実
地域包括ケアシステムの確立に向けて

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

(平成29年6月2日公布、一部を除き平成30年4月1日施行)

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

介護保険法

- 市町村が、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

医療・介護の連携の推進等

介護保険法、
医療法

- 新たな介護保険施設の創設
要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する「介護医療院」を創設
- 都道府県による市町村支援の規定を整備

地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

社会福祉法、
介護保険法、
障害者総合支援法、
児童福祉法

- 市町村による地域住民と行政等による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画策定の努力義務化
- 介護保険と障害福祉制度に、新たに共生型サービスを位置付け

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割に

介護保険法

- 年金収入等が340万円以上の者の負担割合を2割から3割へ引き上げ<平成30年8月施行>

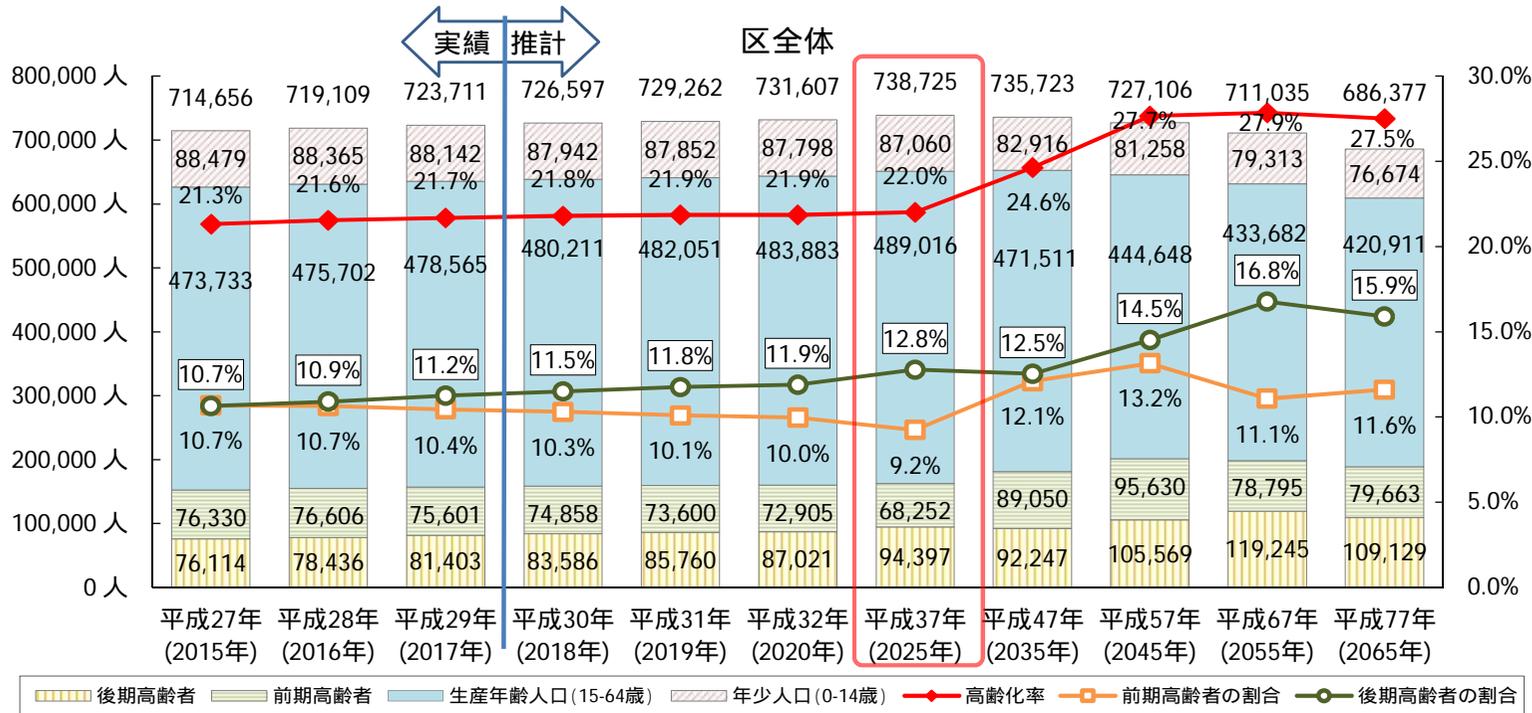
具体的な基準は政令事項
月額44,400円の上限あり
該当者は約12万人（全体の約3%）

介護納付金への総報酬割の導入

介護保険法

- 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組み『総報酬割』を導入<平成29年8月分より実施>

現状 後期高齢者、要介護認定者の増加



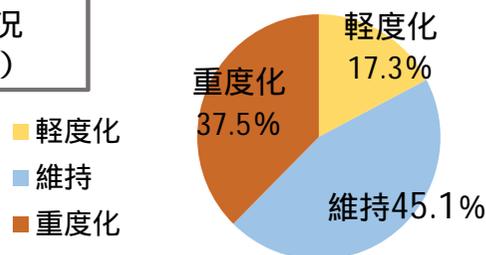
練馬区の後期高齢者の人口は、平成29年から37年までに約13,000人増加

要介護認定率は、前期高齢者（65歳以上75歳未満）が5%であるのに対し、後期高齢者（75歳以上）は33%と約7倍増加

要介護認定を受けている高齢者は約2割であり、約8割の高齢者は認定を受けていない元気な高齢者である。

	平成27年	平成28年	平成37年（推計）
要介護認定者	30,119人	30,840人	38,793人
65歳以上75歳未満	3,879人	3,767人	
75歳以上	26,240人	27,073人	
介護保険給付費	451億円	481億円（推計）	632億円

要介護度の改善状況（平成25年度実績）

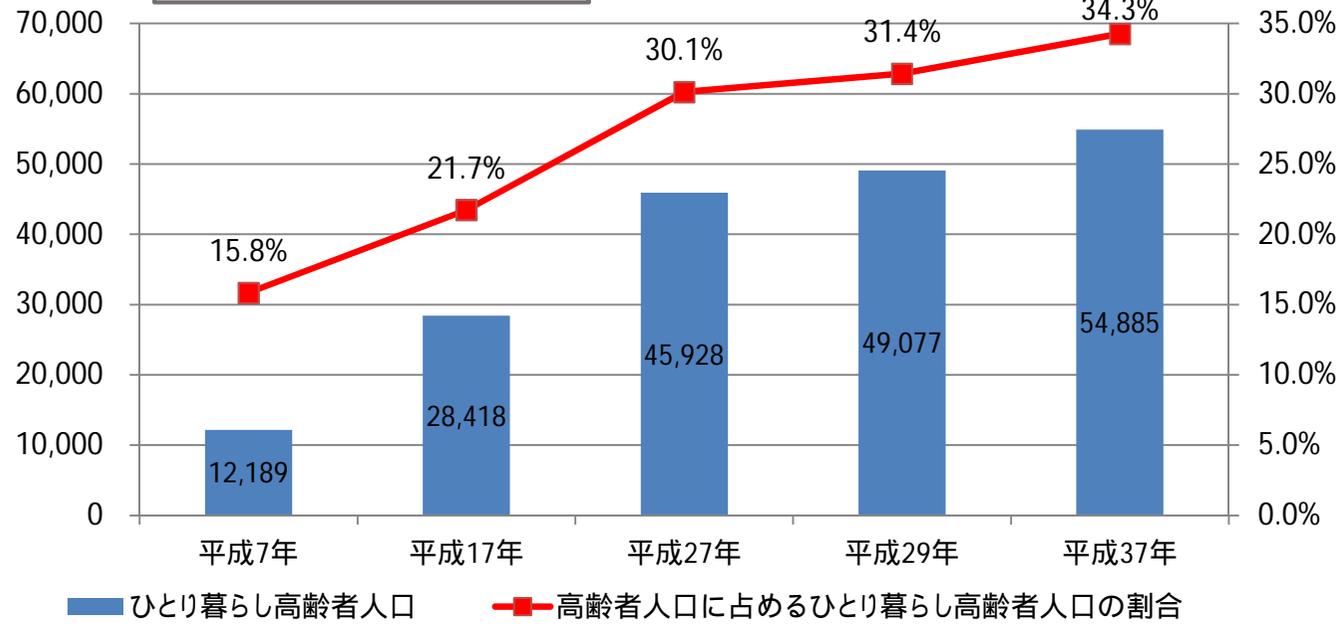


要介護認定者数
約8,000人増加
介護給付費
約151億円増加

保険者による自立支援、重度化防止等に向けた取り組みを推進する為の財政的インセンティブ付与を国が検討取組指標の例として要介護状態の維持・改善の度合いなど

現状 ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など支援の必要な高齢者の増加

ひとり暮らし高齢者の増加



	要介護認定率	要介護認定者数
高齢者全体	19.4%	29,500人
ひとり暮らし	31.2%	14,500人
複数世帯	14.2%	2,200人

平成27年3月末時点

ひとり暮らし高齢者人口
平成27年から平成37年に約9千人増加
(割合は30.1% 34.3%へ増加)
練馬区のひとり暮らし高齢者の要介護認定率は、複数世帯の2倍超

認知症高齢者人口
平成27年から平成37年に約7千人増加
認知症有病率 15.7% 19.0% に増加

高齢者の約8割、要介護認定者の約9割の方が医療を受けている

高齢者を支える区内資源は、病院20所、診療所約500か所、歯科診療所約450か所あり、介護サービスは1,000か所を超える

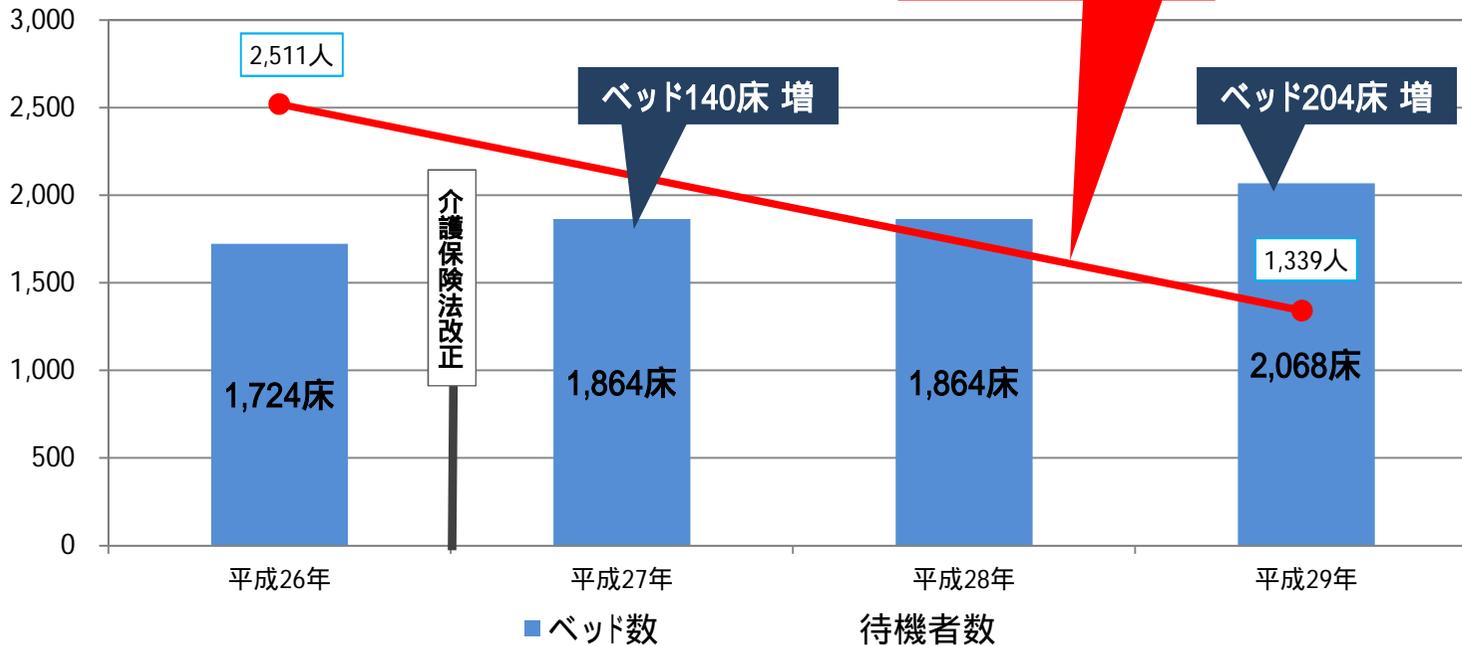
状態に応じて、医療と介護サービスが適切に連携し、在宅生活を支えることが重要

区内の主な医療機関および介護サービス事業所

種別	数	種別	数
病院	20	介護保険施設	43
診療所	502	居宅介護支援事業所	226
歯科診療所	454	居宅サービス事業所	553
		地域密着型サービス	207

現状 介護サービスの基盤整備

特別養護老人ホーム待機者とベッド数の推移



特別養護老人ホームの施設数29は、都内NO.1

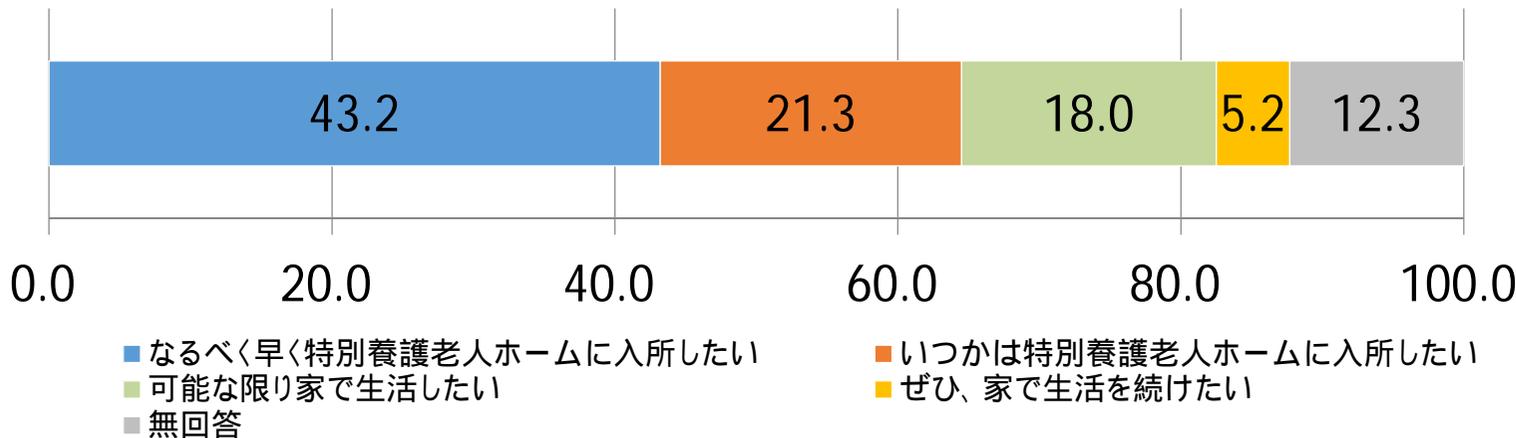
特別養護老人ホームの待機者は1,339人（平成29年3月末現在）

施設や在宅サービスの整備、民間整備による有料老人ホームの増加等により、平成26年時点の待機者2,511人と比べ、おおむね半分に減少

現在、特別養護老人ホームに入所した方のうち、約6割が入所申込から6か月以内に、約8割が1年以内に入所している。

特別養護老人ホーム待機者も在宅生活の継続希望は高い。

特別養護老人ホーム待機者の在宅生活の継続希望



高齢者基礎調査では、介護事業所における運営上の課題として、「スタッフの確保」が約5割と最も高く、「スタッフの人材育成」が約3割と3位になっている。

出典：平成28年度練馬区高齢者基礎調査

課題1 介護予防、重度化防止と自立支援の推進

区民一人ひとりが自主的に介護予防や健康づくりに取り組めるよう、地域と一体となって支援することが必要



1 区全体へ介護予防活動を浸透

- ・身近な場所で介護予防に取り組めるよう、地域団体と協力した取組の推進
- ・魅力ある事業展開

2 元気高齢者の社会参加を促進

- ・高齢者が活躍できる場の充実
- ・活動意欲のある元気な高齢者が、支援を必要とする高齢者を支える仕組みの構築

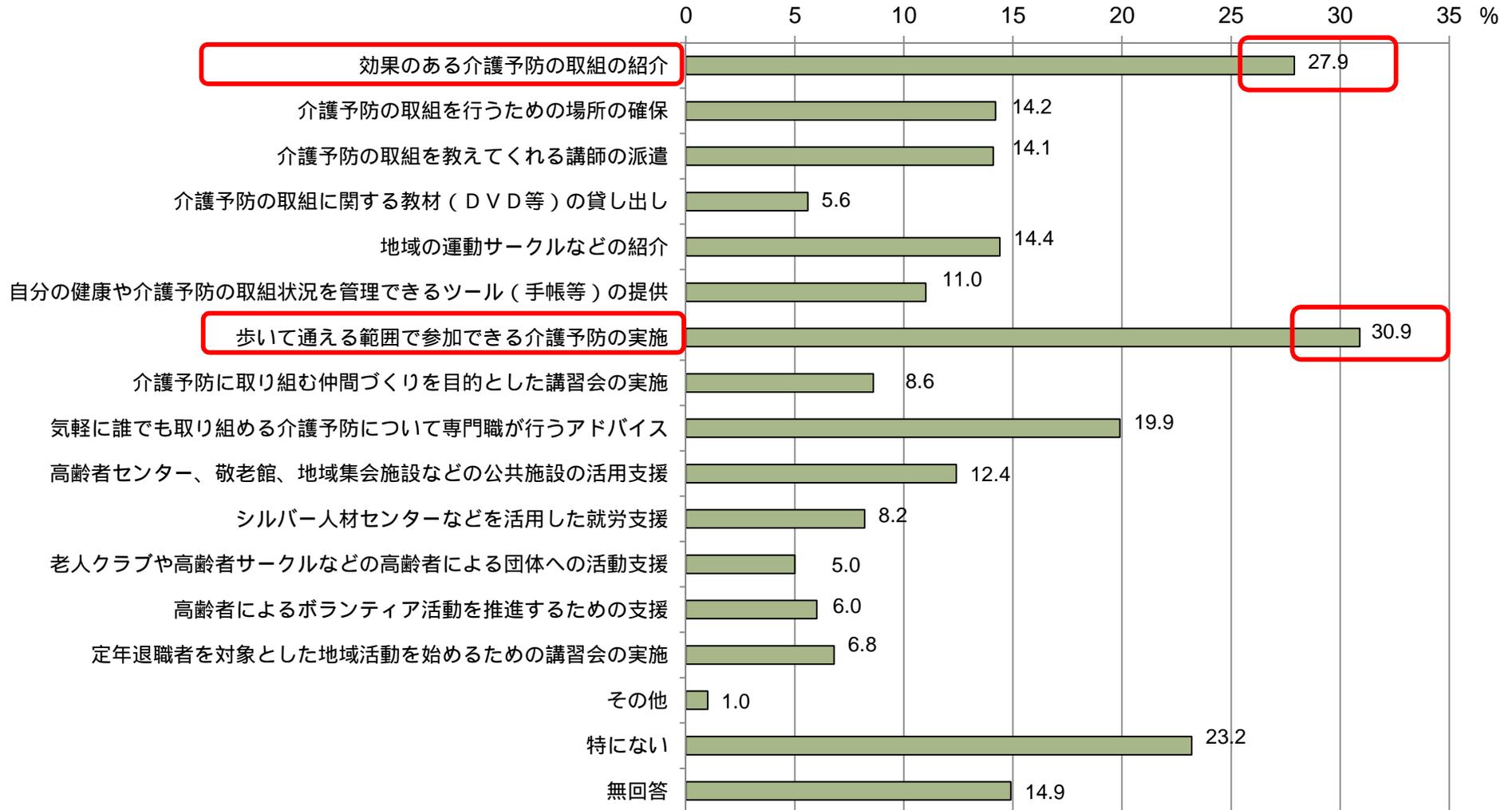
3 軽度者の状態改善などを推進

- ・事業者や利用者のインセンティブとなる仕組みづくり

参考データ

介護予防に取り組むために必要な支援

「歩いて通える範囲で参加できる介護予防の実施」(30.9%)が最も高く、次いで「効果のある介護予防の取組の紹介」(27.9%)、「気軽に誰でも取り組める介護予防について専門職が行うアドバイス」(19.9%)、「地域の運動サークルなどの紹介」(14.4%)、「介護予防の取組を行うための場所の確保」(14.2%)、「介護予防の取組を教えてくれる講師の派遣」(14.1%)と続いている。また「特にない」は23.2%となっている。



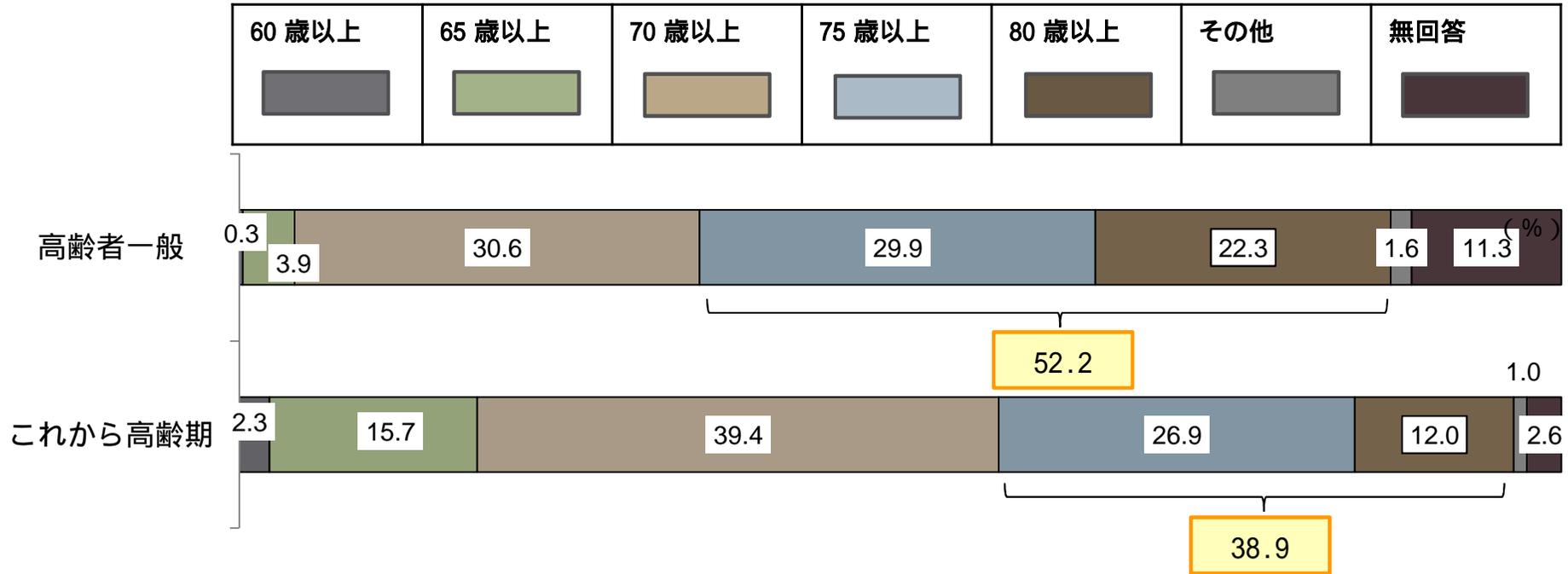
参考データ

高齢者だと思ふ年齢

いずれの調査においても、「70歳以上」が最も高く、約3～4割となっている。

高齢者一般、要介護認定者では、「80歳以上」が2割超となっている。

“75歳以上”（「75歳以上」と「80歳以上」の合計は、高齢者一般で5割超、要介護認定者で約5割、これから高齢期で4割近くであった。



高齢者一般の経年比較

	n	60歳以上	65歳以上	70歳以上	75歳以上	その他	無回答
28年度	1,494	0.3	3.9	30.6	52.2	1.6	11.3
25年度	1,583	0.5	7.6	42.1	41.2	6.1	2.5

これから高齢期の経年比較

	n	60歳以上	65歳以上	70歳以上	75歳以上	その他	無回答
28年度	383	2.3	15.7	39.4	38.9	1.0	2.6
25年度	450	2.7	20.0	44.2	28.7	3.3	1.1

出典：平成28年度練馬区高齢者基礎調査

街かどケアカフェの概要

平成28年4月、高齢者が気軽に集い、お茶を飲みながら、介護予防について学べる「街かどケアカフェこぶし」を練馬高野台駅前地域集会所にオープン。専門スタッフによる健康相談、介護予防体操のほか、地域団体が日替わりで認知症カフェや歌声カフェなどを実施している。

平成29年3月末時点の来所者数は、約1万2千人

連携した地域団体の数は、オープン時の5団体から20団体に増加

併設の富士見台支所（現：高野台支所）の来所相談件数は、前年度から4倍に増加（416件 1,652件）

事業の概要

専門職による相談支援

- ◆ 介護予防、健康、認知症等に関して、気軽に相談
- ◆ さらに、高齢者相談センター支所を併設し、高齢者に関する専門的な相談にも対応



3つの柱を地域団体との協働により事業を実施

気軽に立ち寄れる交流の場の提供

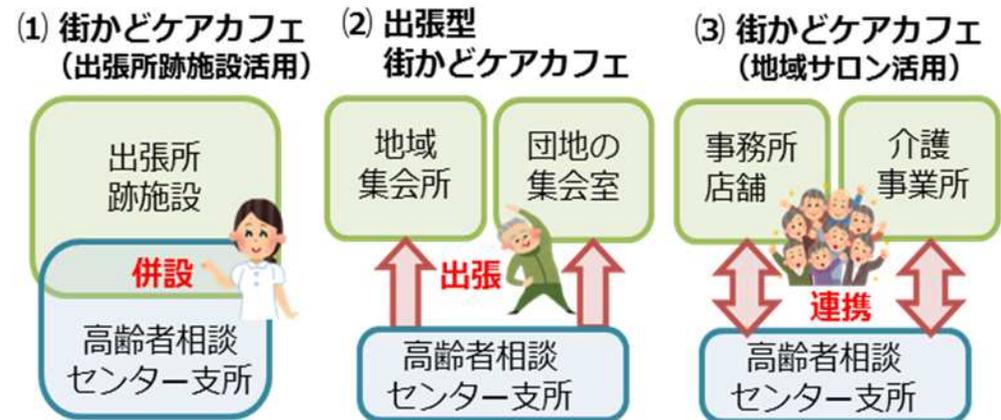
- ◆ 他者と交流したり事業へ参加することにより生活を活性化。認知症を予防
- ◆ 地域団体が行う活動を街かどケアカフェで実施

介護予防や健康増進に資する事業

- ◆ 介護予防講座等を実施し、介護予防や健康増進に関する意識を向上
- ◆ ロコモ体操等を実施し、要介護状態になることを予防

平成29年度の取り組み

- (1) 街かどケアカフェを出張所跡施設に2か所増設。いずれも高齢者相談センター支所を併設し、専門相談にも対応
- (2) 25か所のセンター支所が地域集会所等で、相談や介護予防体操などを行う「出張型街かどケアカフェ事業」を開始
- (3) 地域の集いの場や認知症カフェなどを運営する地域団体等と協定を締結し、「街かどケアカフェ」を区内に展開



課題2 ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者への支援の充実

地域包括支援センターが地域における医療・介護・福祉の連携の中心となり、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者を包括的に支援する体制を構築することが必要



1 地域包括支援センターの支援体制を強化

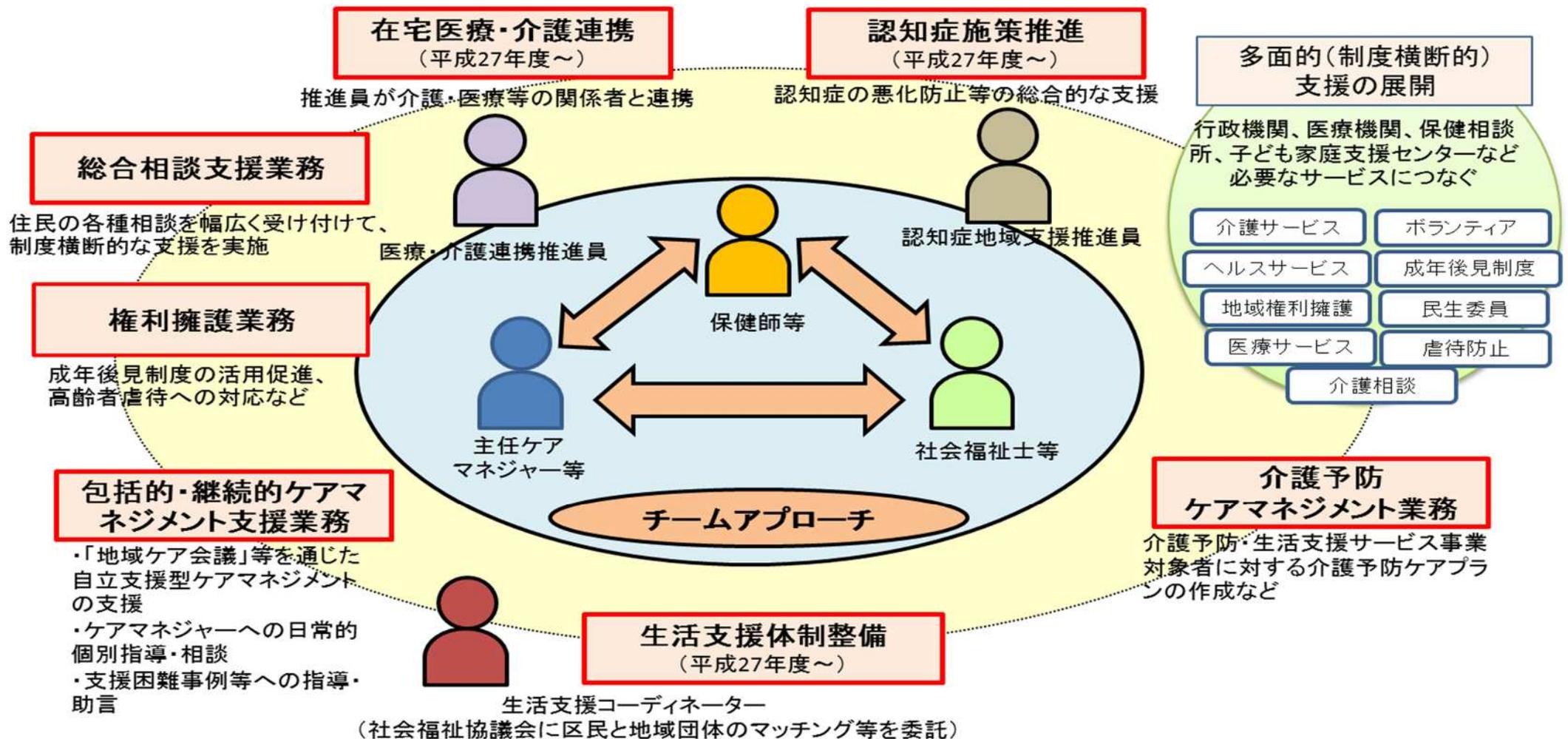
- ・医療と介護の連携の更なる推進
- ・認知症対策の充実
- ・地域連携の強化

2 区民との協働による生活支援体制を充実

- ・区民ボランティアと連携した訪問支援の展開

地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、3職種チームアプローチにより、高齢者の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援
 練馬区では、4か所の本所と25か所の支所が連携して、相談支援を実施
 本所4か所に医療介護連携推進員および認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や認知症施策を推進。



医療と介護の相談窓口の概要

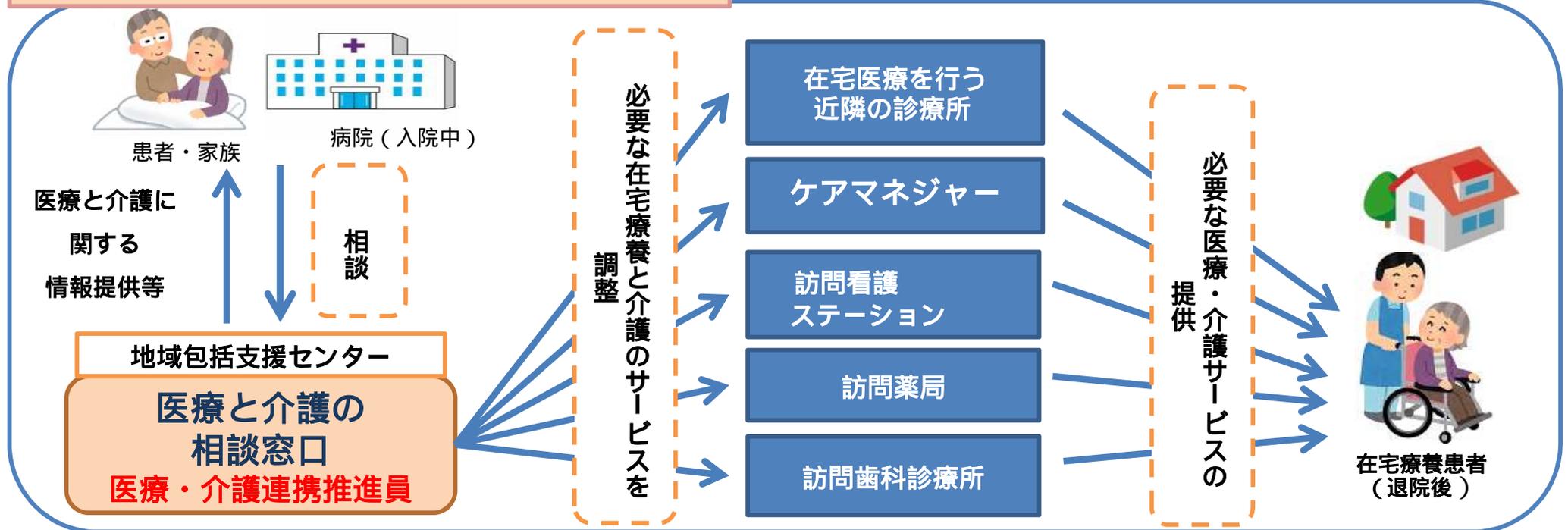
高齢者相談センター本所4か所に設置
医療と介護のコーディネーターである

医療・介護連携推進員を配置

退院後などの**在宅療養に必要な支援を構築**
平成28年度実績 3,065件



医療・介護の連携支援が開始するまでの流れ



ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の概要

- 練馬区の高齢者人口15万7千人の内、ひとり暮らし高齢者は約4万9千人で3分の1を占め、今後も増加が見込まれています。
- 複数世帯に比べて、ひとり暮らし高齢者の要介護認定率は高い傾向にあります(複数世帯の高齢者15%、ひとり暮らし高齢者31%)。

- ◆ 区政改革計画に基づき、区内25か所の高齢者相談センターと区民ボランティアが連携して、ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の自宅を訪問し支援につなげる「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業」を実施します(平成29年度は3か所でモデル実施)
- ◆ ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することのないよう、生活実態を把握するとともに、介護予防や相談等の必要な支援につなげます。

高齢者相談センター支所

訪問支援員による自宅訪問

- ◆ 高齢者相談センター支所に訪問支援員(社会福祉士等)を新たに配置し、ひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問します。
- ◆ 生活実態を把握するとともに、心身の状況や生活環境に応じた介護予防事業の案内や相談等に対応します。
- ◆ 訪問対象者は、**高齢者実態調査等をもとに把握**します。
- ◆ 地域の関係者との連絡会議等を実施し、**連携づくりを推進**します。(具体的な連携の方法は、モデル事業の実施を通じて検討します。)



区民ボランティア

区民ボランティアによる定期訪問

- ◆ 高齢者相談センター支所の自宅訪問の結果、認知症の症状や生活状況等から定期的な実態把握が必要な方に対して、区民ボランティア(訪問支援協力員)の方々に、定期的に訪問をしていただきます。
- ◆ 異変があった場合は、高齢者相談センター支所に連絡していただきます。支所と連携して介護サービス等の必要な支援につなぎます。
- ◆ 区民ボランティアは、区が養成する高齢者支え合いサポーター等にご協力いただくほか、区報や区ホームページ等で募集します。

モデル事業の実施および今後の予定

平成29年度に、街かどケアカフェを併設する高齢者相談センター支所3か所に、訪問支援員を2名配置し、モデル事業を実施。モデル事業の実施状況を踏まえ、平成30年度から全てのセンターで事業を実施します。

支所名	所在地	実施予定時期
高野台支所	高野台1 - 7 - 29	平成29年4月
南大泉支所	南大泉5 - 26 - 19	平成29年7月
中村橋支所	貫井1 - 9 - 1(中村橋区民センター内)	平成29年9月



課題3 介護サービスの充実

「超」超高齢社会の到来に向けて、施設や在宅サービスをバランスよく整備するとともに、それらを支える介護人材の確保・育成を支援していくことが必要



- 1 特別養護老人ホームなどの施設や在宅サービスの整備を促進**
 - ・団塊の世代の全てが後期高齢者となる平成37年に向けたサービスの確保
 - ・公有地の更なる活用
- 2 介護人材の確保・育成に向けた支援を強化**
 - ・研修、面接会、資格取得支援の充実
 - ・介護ロボットの導入支援
 - ・外国人人材の育成

施設系・入居系サービスの整備状況(平成29年4月1日現在)

施設類型	施設の概要	施設数	平均要介護度	稼働率
特別養護老人ホーム 施設数都内No. 1	常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設(原則要介護3以上)。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられる。	27施設 1,864人	4.04	97.0%
介護老人保健施設 施設数都内No. 1	病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられる。	14施設 1,316人	3.25	85.6%
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症と診断された方が少人数で共同生活をしながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられる。利用者は共同生活のなかで、できる限り今まで暮らしてきた生活を続けることを目指す。	33施設 563人	3.01	89.7%
有料老人ホーム	食事などの生活支援サービスを受けながら、自立した生活をおくる住まい。介護サービスをホームが提供する介護付もある。	58施設 3,649人	(介護付) 2.7	(介護付) 82.6%
サービス付き 高齢者向け住宅	安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。	11施設 391戸	1.83	-
都市型軽費老人ホーム 施設数都内No. 1	身体機能の低下などにより自立した生活に不安がある、低所得の高齢者向けの住まい。	9施設 170人	1.42	99.4%

平均要介護度および稼働率は平成28年12月の実績値

在宅系サービスの整備状況（平成29年4月1日現在）

サービス種別	サービスの概要	事業所数等	平均要介護度	稼働率
看護小規模多機能型 居宅介護	利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊る」サービスに加え、看護職員に自宅に来てもらう「訪問看護」を組み合わせたサービスが一体的に受けられる。	1事業所 29人	3.25	57.2%
小規模多機能型居宅介護 事業所数都内No. 1	小規模な住居型の施設への「通い」や、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊る」サービスが一体的に受けられる。	16事業所 432人	2.84	
認知症対応型通所介護	認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられる。	17事業所 202人	3.23	50.1%
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられる。	33事業所 353人	3.15	90.3%
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 事業所数都内No. 1	24時間対応で介護職員と看護師等の密接な連携による定期的な訪問や、通報・電話することで随時の訪問が受けられる。	7事業所	2.99	88.6%
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがある。	2事業所	2.86	100.0%
地域密着型通所介護	定員19名未満の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられる。	129事業所 1,444人	2.12	50.9%

平均要介護度および稼働率は平成28年12月の実績値

区内で働く介護職員のための身体的負担の軽減支援の概要

- ・ 介護補助機器（介護ロボット）導入支援（平成28年度実施）
区内介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費を補助
【導入事業所】特別養護老人ホームなど15か所
【導入した介護ロボット】移乗支援機器、見守り支援機器など
- ・ 介護支援用具導入支援（平成29年度実施）
区内介護サービス事業者に介護支援用具を配付
【対象事業所】介護施設など約150施設
【配付する介護支援用具】腰部サポートウェア



移乗支援機器(介護ロボット)
装着型パワーアシスト

平成29年度に実施する新たな介護人材確保・育成事業

No.	事業名	事業概要
1	介護職員実務者研修受講料助成 【予算額 4,000千円】	介護職員実務者研修修了後、3か月以内に区内介護事業所に介護職員として就労し、かつ3か月間、区内介護事業所において勤務を継続している者に対して、受講費用の9割(上限10万円)を助成する。
2	介護支援用具導入支援事業 【予算額 2,981千円】	特別養護老人ホーム、有料老人ホームなど区内150施設に対して、介護従事者の負担を軽減する介護支援用具(腰部サポートウェア)を配布する。
3	主任介護支援専門員資格更新研修費補助 【予算額 252千円】	区内介護事業所に主任介護支援専門員として勤務する者で、主任介護支援専門員の更新を行うための資格更新研修を受講した者に対して、受講費用の一部(8,400円)を助成する。
4	元気高齢者による介護施設業務補助事業 【予算額 10,000千円】	区内特別養護老人ホーム全施設での軽作業(清掃、洗濯など)の担い手として、シルバー人材センター会員を活用し、元気高齢者の活躍の場を新たに創出する。

地域包括ケアシステムの確立に向けて

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的・継続的に提供される体制である。団塊の世代の全てが後期高齢者となる平成37年までに、地域包括ケアシステムを確立していく。

